

電波法関係手数料令の一部を改正する政令参照条文

目次

- 電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十二号）の施行後の電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）・・・ 2
- 電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十二号）の施行後の放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）・・・ 8
- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号） ※・・・ 9
- 電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十二号）・・・ 10
- 電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）・・・ 10

○ 電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十二号）の施行後の電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）
（※線部は改正後に追加）

（免許の申請）

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 目的

二 開設を必要とする理由

三 通信の相手方及び通信事項

四 無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局についてはその人工衛星の軌道又は位置、人工衛星局、船舶の無線局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的として船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うものをいう。以下同じ。）、航空機の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第四項において同じ。）及び航空機地球局（航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）以外のものについては移動範囲。第十八条を除き、以下同じ。）

五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

六 希望する運用許容時間（運用することができる時間をいう。以下同じ。）

七 無線設備（第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第二号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第二十七条の十三第二項第七号、第七十三条第一項ただし書及び第五項並びに第一百二条の十八第一項において同じ。）の工事設計及び工事落成の予定期日

八 運用開始の予定期日

九 他の無線局の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十三第一項の登録人（以下「免許人等」という。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

2 放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。第七項第四号、次条第二項第二号及び第五号並びに第三項、第十四条第三項並びに第十七条第一項において同じ。）の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 前項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる事項
 - 二 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法
 - 三 事業計画及び事業収支見積
 - 四 放送事項
 - 五 放送区域
 - 六 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容
- 3〜8 (略)

(申請の審査)

第七条 総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。
- 二 周波数の割当てが可能であること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。
- 2 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。
 - 一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。
 - 二 総務大臣が定める放送用周波数使用計画（放送をする無線局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。）に基づき、周波数の割当てが可能であること。
 - 三 当該業務を維持するに足りる財政的基礎があること。
 - 四 総務省令で定める放送による表現の自由享有基準（放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするため、申請者に関し必要な事項を定める基準をいう。）に合致すること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める放送をする無線局の開設の根本的基準に合致すること。
- 3 放送用周波数使用計画は、放送法第二条の二第一項の放送普及基本計画に定める同条第二項第三号の放送系の数の目標（次項において「放送系の数の目標」という。）の達成に資することとなるように、第二十六条第一項に規定する周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち放送をする無線局に係るもの（次項において「放送用割当可能周波数」という。）の範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるものとする。

- 4 総務大臣は、放送系の数の目標、放送用割当可能周波数及び前項に規定する混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項の変更により必要があると認めるときは、放送用周波数使用計画を変更することができる。
- 5 総務大臣は、放送用周波数使用計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。
- 6 総務大臣は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる。

(特定基地局の開設指針)

第二十七条の十二 総務大臣は、陸上に開設する移動しない無線局であつて、次の各号のいずれかに掲げる事項を確保するために、同一の者により相当数開設されることが必要であるもののうち、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要であると認められるもの(以下「特定基地局」という。)について、特定基地局の開設に関する指針(以下「開設指針」という。)を定めることができる。

- 一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局(一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)の移動範囲における当該電気通信業務のための無線通信
 - 二 移動受信用地上放送に係る放送対象地域(放送法第二条の二第二項第三号に規定する放送対象地域をいう。次条第二項第三号において同じ。)における当該移動受信用地上放送の受信
- 2 開設指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項
 - 二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項
 - 三 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項
 - 四 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項
 - 五 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項
 - 3 総務大臣は、開設指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(開設計画の認定)

第二十七条の十三 特定基地局を開設しようとする者は、通信系(通信の相手方を同じくする同一の者)によつて開設される特定基地局の総体をいう。

次項第五号及び第四項第三号において同じ。又は放送系(放送法第二条の二第二項第三号に規定する放送系をいう。次項第五号及び第七号並びに第四項第三号において同じ。)ごとに、特定基地局の開設に関する計画(以下「開設計画」という。)を作成し、これを総務大臣に提出して、その開設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 開設計画には、次に掲げる事項（移動受信用地上放送をする特定基地局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下同じ。）以外の特定基地局に係る開設計画にあつては、第七号から第九号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

一 特定基地局の目的

二 特定基地局の開設を必要とする理由

三 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲又は特定基地局により行われる移動受信用地上放送に係る放送対象地域

四 希望する周波数の範囲

五 当該通信系又は当該放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期

六 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの

七 当該放送系に含まれるすべての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法

八 事業計画及び事業収支見積

九 放送事項

十 その他総務省令で定める事項

3 第一項の認定の申請は、総務大臣が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない

4 総務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、周波数を指定して、同項の認定をするものとする。

一 その開設計画が開設計針に照らし適切なものであること。

二 その開設計画が確実に実施される見込みがあること。

三 開設計画に係る通信系又は放送系に含まれるすべての特定基地局について、周波数の割当てが可能であること。

5 総務大臣は、前項の規定にかかわらず、第一項の認定を受けようとする者が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定のいずれかに該当するときは、同項の認定をしてはならない。

一 認定を受けようとする開設計画が移動受信用地上放送をする特定基地局（他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものに限り。）に係るものである場合第五条第一項各号又は第三項各号

二 認定を受けようとする開設計画が移動受信用地上放送をする特定基地局（他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。）に係るものである場合第五条第四項第一号、第二号又は第四号

三 前二号に掲げる場合以外の場合第五条第三項各号

6 第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内において総務省令で定める

7 総務大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間、第四項の規定により指定した周波数その他総務省令で定める

事項を公示するものとする。

(開設計画の変更等)

第二十七条の十四 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る開設計画(同条第二項第一号及び第四号に掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の認定に準用する。この場合において、同条第四項中「ときは、周波数を指定して」とあるのは、「ときは」と読み替えるものとする。

3 総務大臣は、前条第一項の認定を受けた開設計画(第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る特定基地局を開設する者(以下「認定開設者」という。)が周波数の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

4 総務大臣は、認定開設者が認定の有効期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、前条第一項の認定を受けた日から起算して六年を超えない範囲内において、その期間を延長することができる。

5 総務大臣は、第一項の認定(前条第七項の総務省令で定める事項についての変更に係るものに限る。)をしたとき、第三項の規定により周波数の指定を変更したとき又は前項の規定により認定の有効期間を延長したときは、その旨を公示するものとする。

(認定の取消し等)

第二十七条の十五 総務大臣は、次の各号に掲げる認定開設者が当該各号に定める規定のいずれかに該当するに至つたときは、その認定を取り消さなければならない。

一 移動受信用地上放送をする特定基地局(他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものに限る。)に係る認定開設者 第五条第一項各号

二 移動受信用地上放送をする特定基地局(他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。)に係る認定開設者 第五条第四項第一号、第二号又は第四号

2 | 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がないのに、認定計画に係る特定基地局を当該認定計画に従って開設していないと認めるとき。
- 二 不正な手段により第二十七条の十三第一項若しくは前条第一項の認定を受け、又は同条第三項の規定による指定の変更を行わせたとき。
- 三 認定開設者が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。
- 三 | 総務大臣は、前項（第三号を除く。）の規定により認定の取消しをしたときは、当該認定開設者であつた者が受けている他の開設計画の第二十七條の十三第一項の認定又は無線局の免許等を取り消すことができる。
- 四 | 総務大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書をその認定開設者に送付しなければならない。

（手数料の徴収）

- 第百三条 次の各号に掲げる者は、政令の定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定講習機関が行う講習を受ける者にあつては当該指定講習機関、指定試験機関がその実施に関する事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつては当該指定試験機関、機構が行う較正を受ける者にあつては機構）に納めなければならない。
- 一 第六条の規定による免許を申請する者
 - 二 第十条の規定による検査を受ける者
 - 三 第十八条の規定による検査を受ける者（第七十一条第一項又は第七十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更を受けたため第十七条第一項の許可を受けた者を除く。）
 - 四 第二十五条第二項の規定による情報の提供を受ける者
 - 五 第二十七条の三の規定による免許を申請する者
 - 六 第二十七条の十三第一項の規定による認定を申請する者
 - 七 第二十七条の十八第一項の規定による登録を申請する者
 - 八 第二十七条の二十九第一項の規定による登録を申請する者
 - 九 第三十七条の規定による検定を受ける者
 - 十 第三十八条の四第一項の規定による登録の更新を申請する者
 - 十一 第三十八条の十八第一項の規定による技術基準適合証明を求めめる者
 - 十二 第三十八条の二十四第三項において準用する第三十八条の十八第一項の規定による工事設計認証を求めめる者
 - 十三 第三十九条第七項の規定による講習を受ける者
 - 十四 第四十一条の規定による無線従事者国家試験を受ける者

- 十五 第四十一条の規定による免許を申請する者
 - 十六 第四十八条の二第一項の規定による船舶局無線従事者証明を申請する者
 - 十七 第四十八条の二第二項第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者
 - 十八 第四十八条の三第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者
 - 十九 免許状、登録状、登録証、免許証又は船舶局無線従事者証明書の再交付を申請する者
 - 二十 第七十三条第一項の規定による検査を受ける者
 - 二十一 第二百二条の十八第一項の規定による較正(指定較正機関が行うものを除く。)を受ける者
- 2 前項の規定により指定講習機関、指定試験機関又は機構に納められた手数料は、当該指定講習機関、当該指定試験機関又は機構の収入とする。

○ 電波法及び放送法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十二号)の施行後の放送法(昭和二十五年法律第三百二十二号)
(※線部は改正後に追加)

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一・一の二 (略)

一の三 「受託国内放送」とは、他人の委託により、その放送番組を国内において受信されることを目的としてそのまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局又は移動受信用地上放送をする無線局により行われるものをいう。

二の二の五 (略)

二の二の六 「移動受信用地上放送」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする放送であつて、人工衛星の無線局以外の無線局により行われるものをいう。

二の三 「中波放送」とは、五百二十六・五キロヘルツから千六百六・五キロヘルツまでの周波数を使用して音声その他の音響を送る放送をいう

二の四 「超短波放送」とは、三十メガヘルツを超える周波数を使用して音声その他の音響を送る放送(文字、図形その他の影像又は信号を併せ送るものを含む。)であつて、テレビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畳して行う放送でないものをいう。

二の五 「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の瞬時的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送(文字、図形その他の影像(音声その他の音響を伴うものを含む。)又は信号を併せ送るものを含む。)をいう。

二の六 「多重放送」とは、超短波放送又はテレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送であつて、超短波放送又はテレビジョン放送に該当しないものをいう。

三 「放送局」とは、放送をする無線局をいう。

三の二 「放送事業者」とは、電波法（昭和二十五年法律第三十一号）の規定により放送局（受信障害対策中継放送（同法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下同じ。）を行うものを除く。）の免許を受けた者、委託放送事業者及び第九条第一項第二号に規定する委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行う場合における協会をいう。

三の三 「一般放送事業者」とは、協会及び放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）以外の放送事業者をいう。

三の四 「受託放送事業者」とは、電波法の規定により受託国内放送、受託協会国際放送又は受託内外放送（以下「受託放送」と総称する。）をする無線局の免許を受けた者をいう。

三の五 「委託放送事業者」とは、委託放送業務（電波法の規定により受託国内放送又は受託内外放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させる業務をいう。以下同じ。）に関し、第五十二条の十三第一項の認定を受けた者をいう。

三の六（略）

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等を行うものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

○ 電波法及び放送法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十二号)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中電波法附則に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

○ 電波法関係手数料令(昭和三十三年政令第三百七号)

(無線局の免許申請手数料)

第二条 法第六条の規定による免許の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額とする。

(表略)

2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五百一十一号。以下「情報通信技術利用法」という。)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して免許の申請をする場合における前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

3 前二項の規定にかかわらず、法第十五条の総務省令で定める簡易な手続に従い、法第二十七条の十四第三項の認定計画に従って開設する法第二十七条の十二第一項の特定基地局の免許(再免許を除く。次項において同じ。)の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、その基本送信機の規模に従い、次の表による額とする。

	基本送信機の規模(空中線電力による。)	免許申請手数料(単位円)
一	一ワット以下のもの	二、九〇〇
二	一ワットを超え五ワット以下のもの	三、五五〇
三	五ワットを超え一〇ワット以下のもの	五、四〇〇
四	一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	九、八〇〇
五	五〇ワットを超えるもの	一六、五〇〇

4 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して特定基地局の免許を申請する場合における前項の規定の適用については、同項の表中「二、九〇〇」とあるのは「二、〇〇〇」と、「三、五五〇」とあるのは「二、四五〇」と、「五、四〇〇」とあるのは「三、五〇〇」と、「九、八〇〇」とあるのは「七、一〇〇」と、「一六、五〇〇」とあるのは「一一、九〇〇」とする。

(開設計画の認定申請手数料)

第七条 法第二十七条の十三第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三七、一〇〇〇円(情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定を申請する場合にあつては、一三六、八〇〇円)とする。